

一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会 委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会(以下、「本会」とする。)の委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会は、学会の活動に必要なものを幹事会が設置する。

2 教育委員会と調査委員会を常設する。

(報告)

第3条 各委員会は、活動状況を幹事会へ報告する。

(担当理事)

第4条 理事長は、各委員会の担当理事を指名し、幹事会が承認する。

(委員の選任)

第5条 教育委員、調査委員は、幹事の中からそれぞれの委員会の担当理事が推薦し、幹事会が承認する。

2 保険診療委員、編集委員は正会員の中からそれぞれの委員会の担当理事が推薦し、幹事会が承認する。

(委員長)

第6条 各委員会の委員長は、担当理事とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例幹事会終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、満65歳に達する日以後最初に開催される定例幹事会をもって定年とする。

2 委員任期延長特例に関して

(1)満65歳に達する日以後も委員を継続するに足る理由のある会員に関しては、理事会の決議をもって委員任期を延長可能とする。

(2)延長任期は1年を単位とする。

(3)再任を妨げないが、概ね3年程度を限度とする。

(開催)

第8条 各委員会は一年に一度定例委員会を開催するほか、必要に応じて臨時委員会を開催する。

2 各委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第9条 委員会の議長は委員長が務める。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し、その3分の2をもって行う。

(教育委員会)

第 11 条 教育委員会は、本会における教育に関する事項について審議する。

(調査委員会)

第 12 条 調査委員会は、本会における調査及び企画に関する事項について、実施ならびに審議するほか、理事長又は幹事会からの諮問について助言を行う。

(保険診療委員会)

第 13 条 保険診療委員会は、小児及び先天性心疾患に対するカテーテル治療の保険診療に関わる事項を討議し、保険診療体制の充実を図る。

(編集委員会)

第 14 条 編集委員会は、学会誌の編集・発行を行う。

(改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本先天性心疾患インターベンション学会としての登記の日より施行する。

2.令和 2 年 1 月 23 日 一部改定 (条項追加)